医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 (第3版)

令和5年10月作成

	分類		事例	頁
			(1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)	5
		虚偽広告	(2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)	6
			(3)加工・修正した術前術後の写真等の掲載(虚偽広告)	7
		誇大広告	(4)医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告 (誇大広告)	8
		比較優良広告	(5)最上級の比較(比較優良広告)	9
			(6)他の医療機関との比較(比較優良広告)	10
			(7)著名人との関係性強調 (比較優良広告)	11
			(8)施設について誤認させる広告(〇〇センター)(誇大広告)	12
			(9)提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)	13-14
		誇大広告	(10)科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)	15
1.広告が禁止される	5事例		(11)「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について誤認させる広告 (誇大広告)	16
			(12)データの内訳が示されていない手術件数	17
			(13)体験談(省令禁止事項)	18
			(14)体験談(省令禁止事項) ※口コミサイトから転載	19
			(15)体験談(省令禁止事項)※医療機関のスタッフによる記載	20
		体験談	(16)体験談(省令禁止事項)※体験談の編集	21
			(17)体験談(省令禁止事項)※患者直筆アンケートの加工・転載	22
			(18)体験談(省令禁止事項)※患者の主訴として記載された体験 談の掲載	23
			(19)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)	24
			(20)複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)	25
			(21)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)注意が必要な事例	26-27
2 广生司能東頂の	記載が不適切な事例	_	(22)治療の方法	29
2.四口可能争项()	記載///*/トルロリノルの サ ガリ	_	(23)医療従事者の専門性資格	30
	3-1 限定解除要件について	_	(24)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や 雑誌等で紹介された旨」における限定解除	32
3.限定解除要件の		_	(25)自由診療における限定解除	34-39
記載が不適切な 事例	3-2 自由診療に関する限定解除	_	(26)未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除	40
	要件について	_	(27)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除	41
		_	(28) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名	43
-		_	(29)提供される医療とは直接関係ない事項による誘引	44
			(30)費用を強調した広告	45-46
4.広告するにあたって	て注意が必要な事例	_	(31)医薬品の販売名(医薬品医療機器等法)	47
			(32)バナー広告における違反	48
		_	(33)リスティング広告における違反	49
		_	(34)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反	50

改訂履歴

令和3年7月 作成 令和5年2月 一部改訂 令和5年10月 一部改訂

はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、 平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行 されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引す るための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の限定を解除できます。

<限定解除要件>

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブ サイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書においては、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な例や改善例の全てではない点についてはご留意ください。

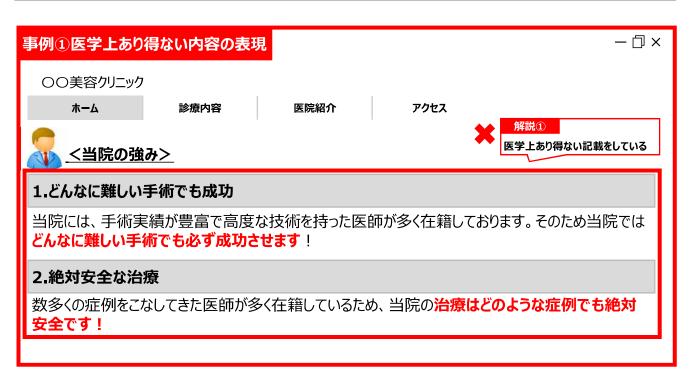
本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

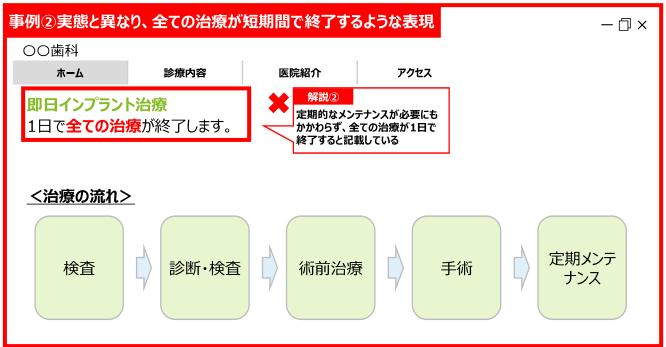
- ※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト(リスティング広告、バナー広告を除く)等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。
- ※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。
- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。
 - <厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口> http://iryoukoukoku-patroll.com
- 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。 問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf

(1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)

治療内容や期間を偽った表現

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。 また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、 虚偽広告として取り扱うこととされている。





医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(2) データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)

データの根拠を明確にしない調査結果

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠(具体的な調査方法等)を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。



患者満足度調査の扱いについて (医療広告ガイドライン抜粋)

患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等については広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-22

(3) 加工・修正した術前術後の写真等の掲載 (虚偽広告)

加工・修正した術前術後の写真等の掲載

医療広告ガイドラインでは、「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべき、とされている。

事例 加工・修正した術前術後の写真等の掲載

〇〇歯科医院

トップページ

診療内容

C 03-xxxx-xxxx

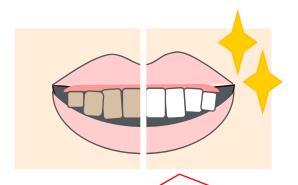
料金一覧

お問い合わせ

10:00~18:00 日曜·祝日

歯のホワイトニング

ホワイトニングによって、歯の着色を除去し、輝く 白い歯を手に入れることができます。 お口を開けた時のお顔の印象が明るくなります!



×

解説

実際には施術していないフリー素材の画像やイラスト、また人物写真等を分割し、片方のみ美しく修正するといった加工を施して、あたかも術前・術後の 治療の成果のように見えるイメージを掲載している

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(4) 医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告(誇大広告)

- □ ×

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことではないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているように誤認を与える表現も、同様に認められない。

事例① 文字の大きさや色等による過度な強調

〇〇美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00 体診日 日曜·祝日 解説①

ホーム

診療科名

文字の大きさ・色等で医療広告 ガイドラインを遵守している旨を 強調している

医療広告ガイドラインの遵守について

○○美容外科クリニックは、厚生労働省より2018年6 月に施行された「医療広告ガイドライン」を遵守したサイトを作成しております。それに伴い、いくつかの項目の削除や修正を実施致しました。

ご理解のほどよろしくお願い致します。

○○美容外科クリニック 院長 ○○

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問 ← クリックしてください。

事例② 規制遵守を公的な制度により行政機関 が保証するような表現

○○美容外科グリニック★

解説②

ホーム

診療科名

医療広告規制を遵守している 旨について、制度として行政機 関が認証を与えていると誤認さ せるような表現になっている

診療時間 10:00~18:00

厚生労働省 医療広告規制 **適合** (医)-第○○号 当院のサイトは、厚生労働省が定めた医療広告ガイドラインの遵守状況を確認する審査制度に基づき、 指定審査機関から認定証を取得したことをお知らせいたします。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問 ← クリックしてください。

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現 による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度 に強調せずに記載する。

○○美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日

— 🗇 X

ホーム

診療科名

医院紹介

アクセス

地域に密着した医療サービスの提供を 目指します。



診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

<u>よくあるご質問</u> ← クリックしてください。

お知らせ・最新情報

 2021年○月○日
 当院のホームページをリニューアルいたしました。

 2020年○月○日
 ○月~○月の当院所属医師の診察・手術担当曜日と時間を掲載いたしました。

0

解説

医療広告ガイドラインを遵守している 旨について、過度な記載はしていない

サイトマップ

プライバシーポリシー

当院のホームページは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドラインを遵守して作成しております。

Copyright©○○美容外科クリニック All Rights Reserved.

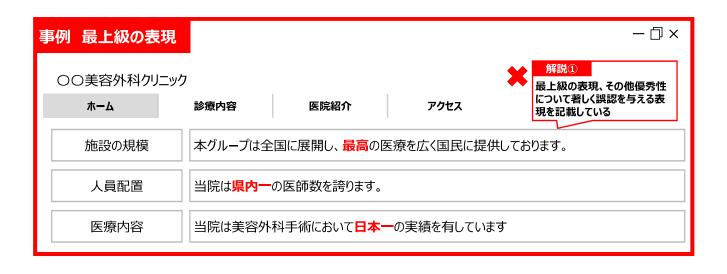
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-13

□×

(5) 最上級の比較(比較優良広告)

最上級の表現

医療広告ガイドラインでは、最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当する。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-3

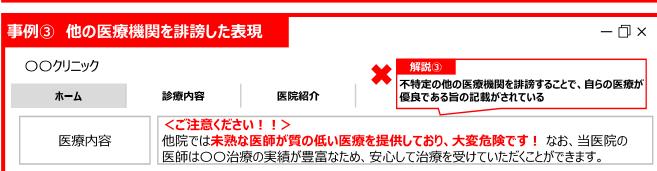
(6) 他の医療機関との比較(比較優良広告)

他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。



事例② 他の医療機関と比較した表現 解説② 木ーム 診療内容 医院紹介 解説② 不特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている 施設の規模 当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において日本一の実績を有しています! 人員配置 当医院の医師は**県内でも有数の治療実績**があります 医療内容 当医院は〇〇市の他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高いです。



広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(7) 著名人との関係性強調(比較優良広告)

著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(8) 施設について誤認させる広告(OOセンター) (誇大広告)

広告をしてはならない〇〇センターの表現

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「〇〇センターの広告が可能である場合(医療広告ガイドライン抜粋)」に記載されている2つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。



広告が可能である〇〇センターの表現

医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、とされている。

○○センターの広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

● 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は 診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間 急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定 の医療を担う医療機関である場合

又は

● 当該医療機関が当該診療について、地域における中 核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める 場合



医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-13,5-5

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)(個別具体例1/2)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。



※1 毛周期

毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛をするサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)(個別具体例2/2)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。



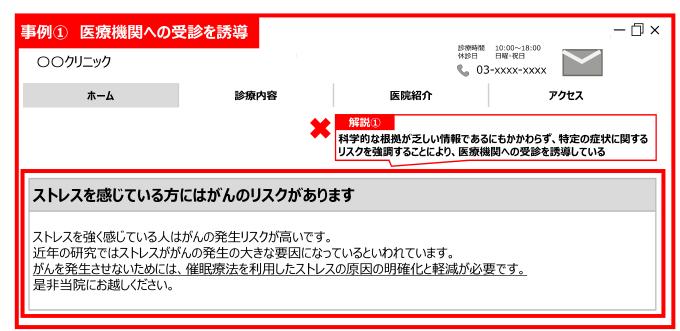


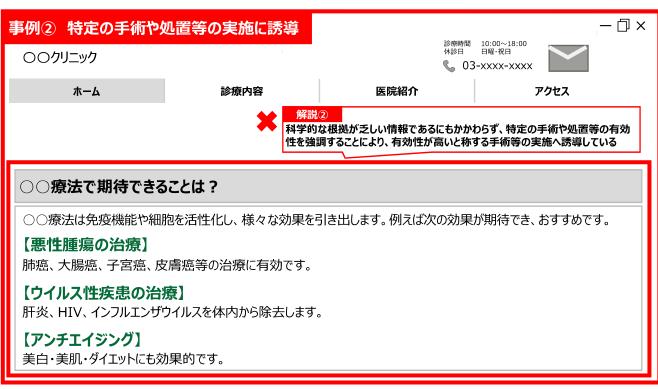
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-2

(10) 科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を 強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。





医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

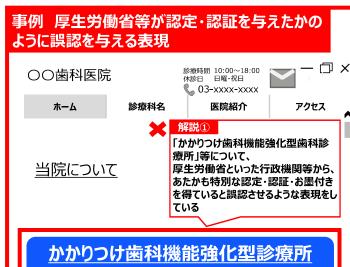
(11)「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等につい て誤認させる広告 (誇大広告)

厚労省が認定したかのように誤認させる表現

「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」「歯科外来診療環境体制加算」については医療機関が施設基準に合致している旨の届出をするものであるため、厚生労働省等が特別に認定・認証を与えていると誤認させるような表現は、「誇大な広告」に該当する。

厚労省が認定したかのように誤認させる表現の改善例

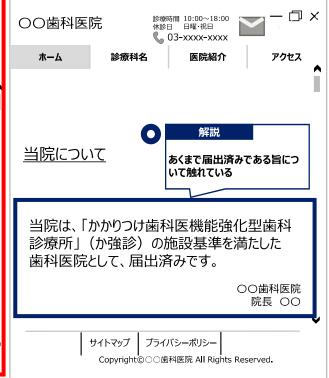
「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」や「歯科外来診療環境体制加算」について届出済みである旨を記載する場合は、あくまで届出済みである旨について記載する。



かかりつけ歯科機能強化型診療所 として、厚生労働省に認定されました!

当院は数々の施設基準を満たし、「かかりつけ 歯科機能強化型診療所(か強診)」として、 国の認証を取得しました。

> 〇〇歯科医院 院長 〇〇



診療報酬の施設基準を満たす旨の 記載に関する留意事項

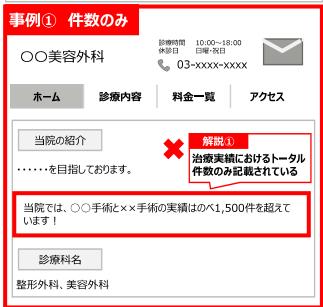
診療報酬の施設基準を満たす旨について誤認を与える表現や過度に強調することは誇大広告に該当するが、医療広告ガイドライン第1-2(1)「広告を行う者の責務」において、「医療広告を行う者は、その責務として、患者等が広告内容を適切に理解して、適切に治療等を選択できるよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。」とされていることから、国民・患者にとって適切かつ分かりやすい説明を付すことが望ましい。

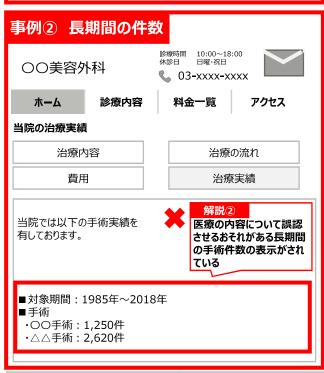
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(12) データの内訳が示されていない手術件数

データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。 なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。

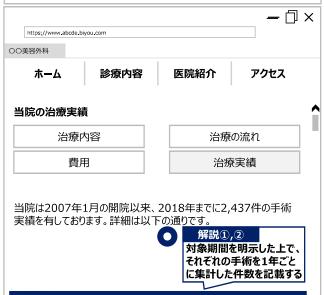




手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計したものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



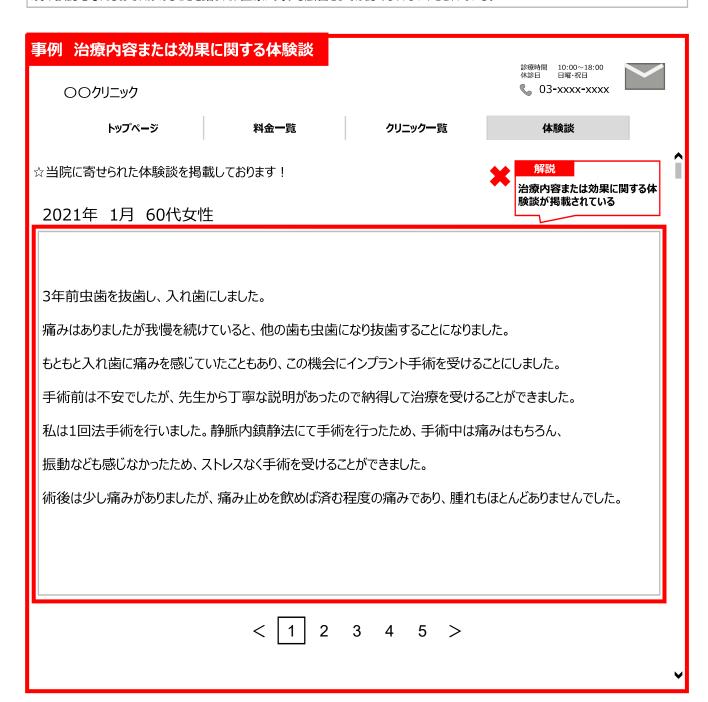
	〇〇手術	△△手術	××手術
2007年	15件	10件	30件
2008年	28件	12件	45件
2009年	25件	8件	52件
2010年	49件	4件	47件
2011年	63件	13件	78件
2012年	150件	27件	99件
2013年	123件	8件	95件
2014年	142件	11件	125件
2015年	108件	15件	155件
2016年	92件	13件	187件
2017年	75件	7件	220件
2018年	55件	8件	243件

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドライン	第4の4 (14) 法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-16,3-17

(13) 体験談(省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(14) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例1/5)

※ロコミサイトから転載

口コミサイトの口コミを掲載している表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機 関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。

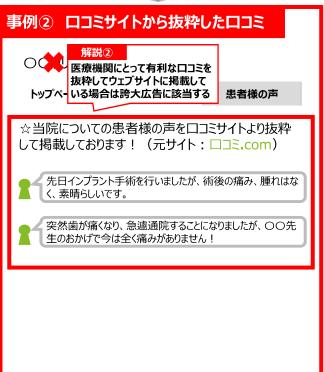
元の口コミサイト 全国の歯科医院の口コミを掲載しております!! 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。 インプラントの治療を受けました。正直、祈後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、○○先生のおかげで今は全く痛みがありません! ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

全ての口コミ を転載



ロコミを

事例① ロコミサイトから転載した口コミ 解説① ロコミサイトより、治療内容または 効果に関する体験談に相当する 患者様の声 トップロコミを転載している。 ☆口コミサイトにおける当院についての患者様の声を 掲載しております! (元サイト: ロコミ.com) 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはな く、素晴らしいです。 インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みが ありましたが、仕上がりには満足しています。 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先 生のおかげで今は全く痛みがありません! ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまった のですが、術前と比較するときれいになったと思います。



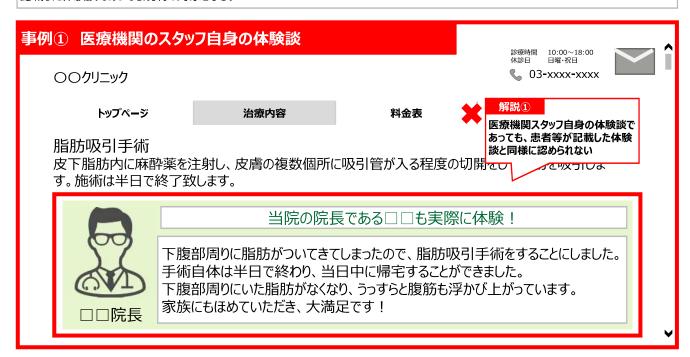
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-9

(15) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例2/5)

※医療機関のスタッフによる記載

医療機関のスタッフが記載した体験談

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者等ではなく医療機関のスタッフ等が記載した体験談であっても規制の対象となる。



事例② 医療機関のスタッフが記載した患者等の体験談

○○クリニック

トップページ

治療内容

料金表

解訊2

医療機関スタッフが患者等の体験 内容を代わりに記載した場合で あっても、患者等が記載した体験 談と同様に認められない

ダイエットいらず!脂肪吸引手術の紹介!

2021年7月2日

今回は当院で提供している脂肪吸引手術のご紹介です!

ダイエットが長続きしない人も多いと思います。そこでお勧めするのが、「脂肪吸引手術」です。 脂肪吸引手術は脂肪を直接取り除くため、楽に理想の体を手に入れることができます。 先日実際に体験された患者様も、横っ腹の脂肪を吸引されて、ウエストが〇センチも下がりました。「こんなに理想の体型になれるとは思っていなかった。この医療機関で手術をしてよかった」とおっしゃり、満足して帰宅いただきました。

痩せたいけどなかなか痩せられない方、ぜひ「脂肪吸引手術」を受けてみてください!

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号	
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18	

(16) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例3/5)

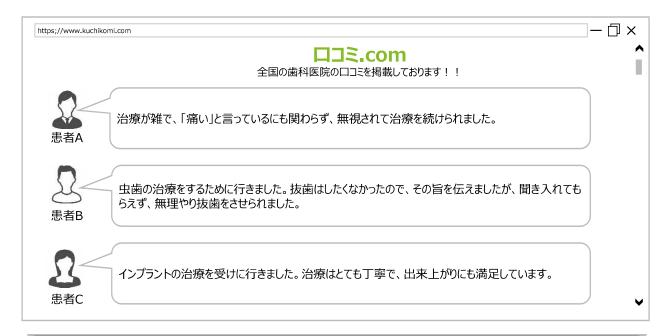
※医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談の編集依頼

体験談の内容を編集している違反例

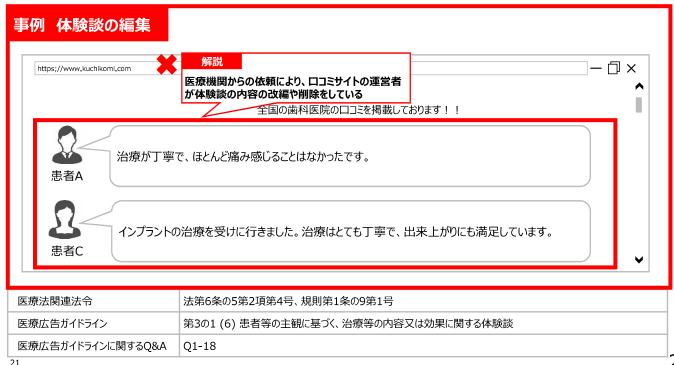
医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しない。

しかし、医療機関からの依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど体験談を医療機関の有利に編集している場合は、医療広告に該当し、禁止される広告(患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談)となる。

ただし、当該体験談が名誉毀損等の不法行為に当たる場合は、医療機関による削除等の依頼は医療法違反には当たらない。



医療機関からの依頼を受けて口コミサイト 運営会社が体験談の内容を編集



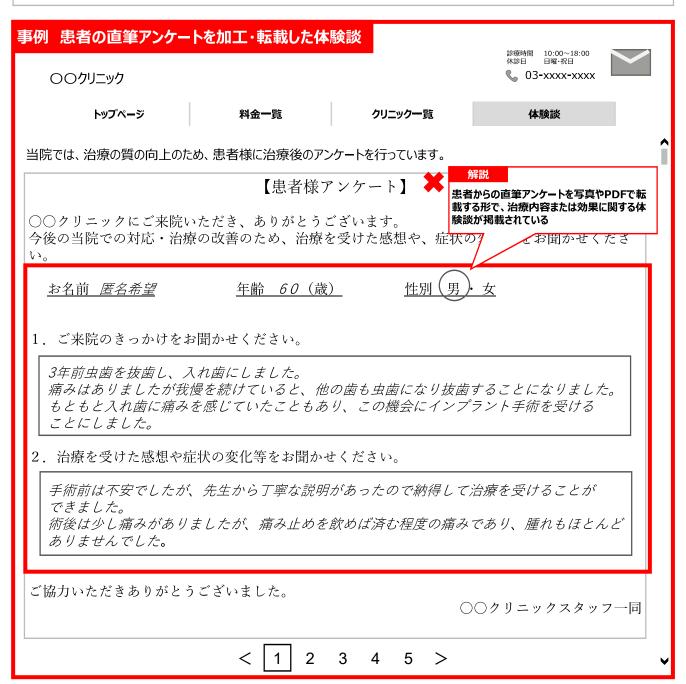
21

(17) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例4/5)

※患者直筆アンケートの加工・転載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者の直筆アンケートを、画像トリミングやPDF化等の手法で加工・転載された体験談も、規制の対象となる。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(18) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例5/5)

※患者の主訴として記載された体験談の掲載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイ ドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るもので あり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、とある患者の主訴として記載された体験 談であっても、規制の対象となる。

事例 患者の主訴として記載された、治療内容または効果に関する体験談

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日



○○クリニック

トップページ

料金一覧

クリニック一覧

体験談

C 03-xxxx-xxxx

当院では、△△治療を行っています。 実際に治療を行った医師が、代表的な症例をご紹介します。

CASE1

40代女性 Aさん

5年間悩まされていた○○病の症状が、△△治療で改善した症例

Aさんは、5年前より○○病と診断され、療養を続けられておりました。 しかしながら症状が改善しなかったため、半年前に当院にご来院されました。

当院ではご本人と相談し、今まで受けてこられなかった△△治療を開始することとしました。

1回目の治療が終わり、Aさんが「5年間悩まされていた痛みが和らいだ」と仰るなど、早速 効果がみられました。さらに、治療開始後3カ月経過した時点では、「痛みがほとんどなくな り、日常生活が楽になった」とお話されるほどに改善しました。

5年間悩んでおられた症状が改善されたことは、 私どもも大変嬉しく思います。

医師による症例紹介の中で、あたかも患者の主訴・治 療内容の解説等のように、患者の主観による治療内容 または効果に関する体験談が掲載されている

担当医師XX

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(19) ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。





ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・ 副作用等の情報を付す必要がある。

虚偽広告に該当する可能性について (医療広告ガイドライン抜粋)

「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した 術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(20) 複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)

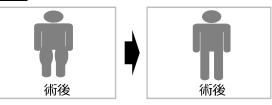
複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が 付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付し ているものは、広告することはできない。

事例 複数の治療方法の写真をまとめて説明

症例紹介

症例① 足の脂肪吸引(ベイザー脂肪吸引法)



症例② 腹部の脂肪吸引 (チューメセント法)





<u>症例③</u> ··

×

解説

複数の治療方法の写真に対して 説明をまとめて記載している

局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔ら かくした後に、脂肪吸引を行いました。
1-2回
150,000円~200,000円
内出血、術後の腫れ、痛み

0

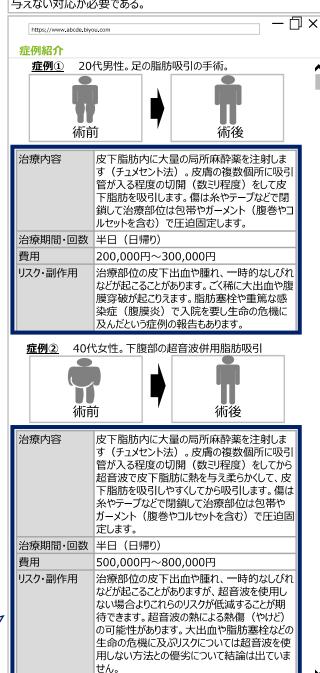
解説

それぞれの写真に対して術前又は術後の写真 に通常必要とされる治療内容、費用等に関す る事項や、治療等の主なリスク、副作用等に 関する事項等の詳細な情報を付す

複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに付すことにより広告が可能となる。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

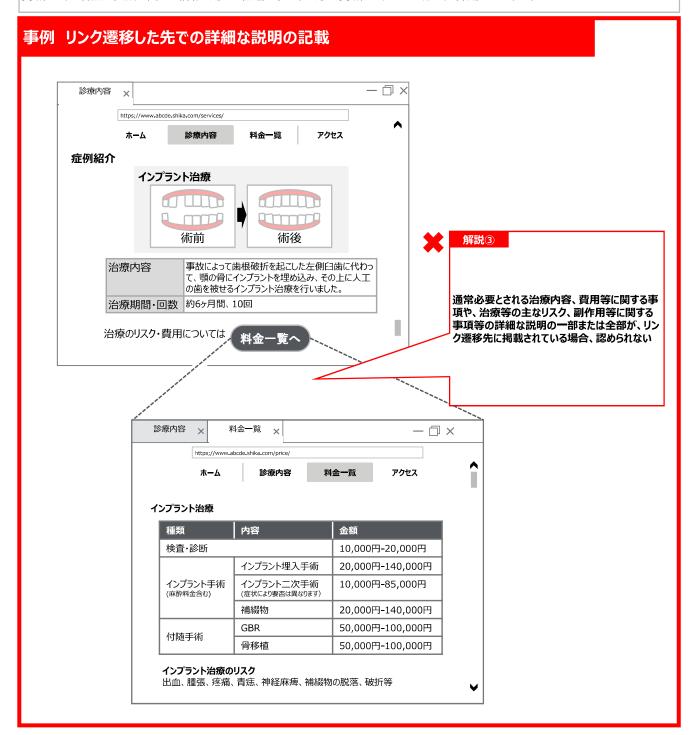


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(21) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 1/2)

ビフォーアフター写真について、リンクを張った先に詳細な説明が付された表現

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。

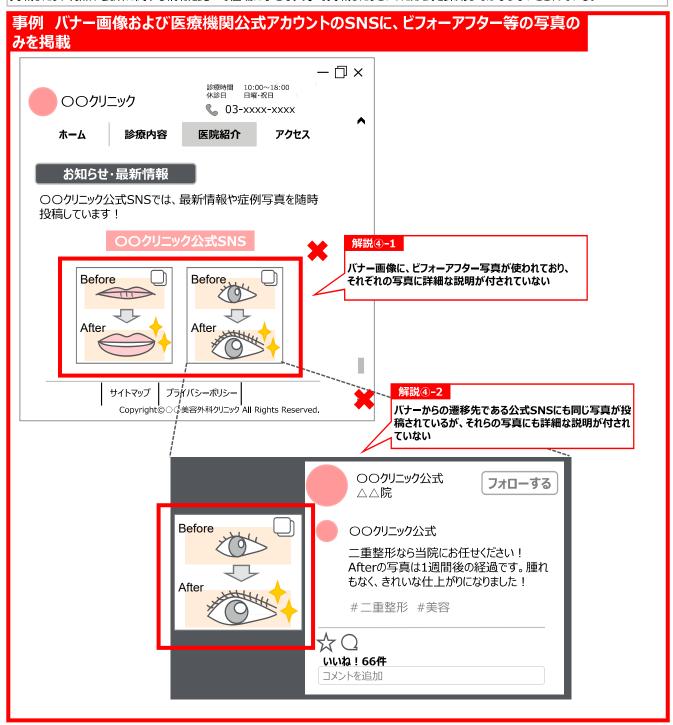


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(21) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 2/2)

ウェブサイト上のバナー画像および医療機関公式アカウントのSNS上に、ビフォーアフター写真が掲載されており、説明が付されていない

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

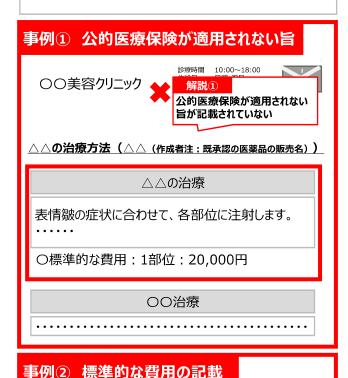
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

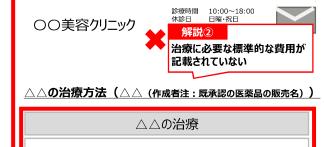
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(22) 治療の方法

治療の方法について広告をすることができない表現

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその 承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保 険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広 告することはできない。





表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。 ・・・・・・

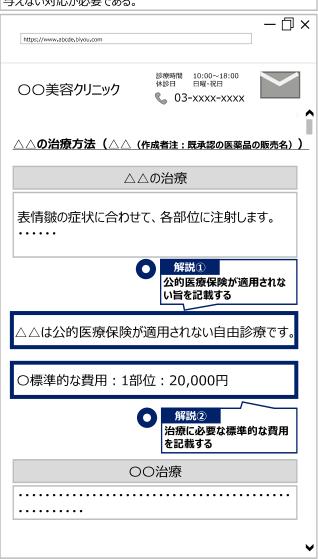
△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。 費用は施術箇所により異なります。

医療法関連法令法第6条の5第3項第13号医療広告ガイドライン第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号医療広告ガイドラインに関するQ&AQ3-9

治療の方法の表現に係る改善例

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその 承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療 保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

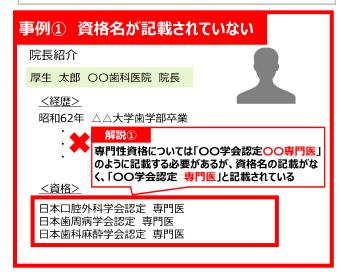


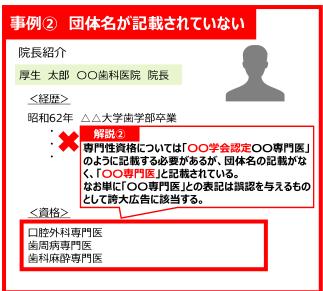
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(23) 医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が(〇〇学会認定〇〇専門医)記載されていない場合は広告をしてはならない。

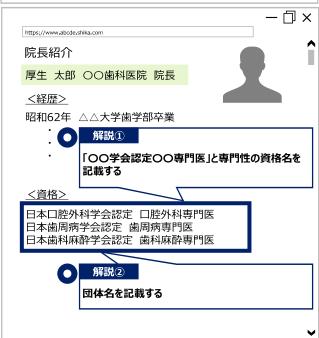




医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名(厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの)等について」を参照。 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.32を参照。

医療法関連法令	法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-5,3-6,3-7

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例

- 3-1 限定解除要件について
- 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-1 限定解除要件について

(24)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」 「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を 有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。 しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に 該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。 以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先(電話番号、E メールアドレス等)を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。



※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」

限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る 情報を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。

(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要が ある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照

に記載された単位であれる内容であっていることに	
医療法関連法令	法第6条の6第1項、令第3条の2 , 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い , 第3の1(5) 広告が可能とされていない事項の広告 第4の4 (2) 法第6条の5第3項第2号 , 第4の4(9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10